

大規模災害時等における防災エキスパート支援に関する協定

久喜市（以下「甲」という。）と一般社団法人関東地域づくり協会（以下「乙」という。）は、大規模災害時等における関東地方防災エキスパート（以下「防災エキスパート」という。）の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、久喜市の区域において大規模災害が発生した場合、又は災害に備えて防災エキスパートがボランティアで支援活動等に協力することに関して、甲及び乙が実施すべき事項を定めるものである。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、甲が久喜市地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置する体制をとるものを基本とする。

（平常時における協力の内容）

第3条 平常時における防災エキスパートの支援活動等の範囲は次のとおりとする。

（1） 甲が実施する防災訓練、防災講習会等において乙が協力を行う。

（災害発生時における協力の内容）

第4条 災害発生時における防災エキスパートの支援活動等の範囲は次のとおりとする。

（1） 災害発生時の被災状況収集及び連絡を行う。

（2） 災害復旧事業に関する支援及び技術的助言を行う。

（協力要請）

第5条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対し、原則として書面により、国土交通省関東地方整備局を通じて要請を行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

2 平常時の要請に関しては、事前に甲及び乙で協力内容等について調整を行い、要請するものとする。

（甲及び乙の責務）

第6条 防災エキスパートによる支援活動等に対して、甲及び乙の責務は次のとおりとする。

（1） 災害復旧等に関する判断は、甲が行う。

（2） 支援活動等は、乙の防災エキスパート制度要綱、登録規約及び活動要領に基づき対応する。

(経費の負担)

第7条 乙の業務実施に要した経費は、原則として乙が負担する。ただし、場合によりその経費負担については、甲及び乙の協議により決定することができる。

(損害の賠償)

第8条 第3条及び第4条に定める業務に従事する者が、他人に損害を与え、若しくは負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、原則として乙が負担する。

2 乙は、前項の事案が発生した場合には、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その後の措置については必要により甲及び乙が協議するものとする。

(連絡体制)

第9条 甲及び乙は、連絡体制を作成して、毎年度当初に確認を行う。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から5年間とする。なお、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がないときは、引き続き1年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

2 本協定締結後、甲又は乙のいずれかの申し出により本協定を廃止することができる。なお、申し出時期は、廃止する期日の1か月以前とする。

(その他)

第11条 本協定書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めることとする。

この協定の証として本書を2通作成し、甲及び乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成26年7月22日

埼玉県久喜市下早見85番地の3
甲 久喜市

久喜市長

埼玉県さいたま市大宮区
吉敷町四丁目262番地16
乙 一般社団法人 関東地域づくり協会

理事長